

高島市公共施設等総合管理計画

～公共施設マネジメントのための基本的な方針～



	年 月 日
策定	平成 27 年 3 月
改訂	令和 4 年 3 月
改訂	令和 7 年 1 月

目 次

第1章	計画の趣旨と計画期間	
1	計画の趣旨	1
2	計画期間	1
3	改訂について	2
第2章	公共施設等の現況と将来の見通し	
1	公共建築物（ハコモノ施設）の状況	3
2	人口一人当たりの公共建築物延床面積	7
3	公共建築物の更新等にかかる将来コスト見込み	8
4	インフラ資産（都市基盤施設）の現状と課題	10
5	公共施設等の更新等にもなう将来負担	15
第3章	人口推計と財政状況の変化	
1	人口推計	16
2	財政状況の変化	17
第4章	公共施設等マネジメントの基本方針	
1	保有量の縮減等による破たん回避の必要性	20
2	マネジメントの推進方向	21
第5章	将来コスト削減の数値目標	
1	公共建築物保有量の縮減目標	22
2	財政面から見るコスト削減目標等	23
第6章	公共施設等の類型ごとのマネジメントの方針	
1	公共建築物の方向性	25
2	インフラ資産の方向性	25
3	公共建築物（ハコモノ施設）再編計画の策定	26
4	公共施設等の管理に関する考え方	27
第7章	マネジメントの推進体制	30
	公共建築物一覧	31

第 1 章 計画の趣旨と計画期間

1. 計画の趣旨

本計画における「公共施設等」とは、学校、市営住宅、市民利用施設や庁舎等の「公共建築物（ハコモノ施設）」と、道路や橋りょう、上・下水道施設等の「インフラ資産（都市基盤施設）」を加えたものとします。

本市では、市制施行時に旧 6 町村それぞれがフルセットで整備してきた各施設を引き継いだことから多くの行政財産を有しており、公共建築物の保有水準を表す指標である「市民一人当たりの公共建築物延床面積」では、全国の人口規模類似団体や県内他市の平均と比較して大変多い状況となっています。

今後は、人口減少や少子高齢化がますます進み、社会構造や施設の利用需要も変化することが予想される中で、公共サービスのあり方を改めて見直すことが必要になってきます。さらに、これまで整備してきた公共施設等が老朽化し、近い将来、多くの施設が一斉に更新時期を迎えるにあたり、継続して維持管理するには多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面において、地方交付税の減少、人口減少等による市税収入の伸び悩み、少子高齢化の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増大など財政状況が一層厳しくなる中で、これまでと同じ考え方で公共施設等への投資を続けていくことは難しく、施設の更新費用をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題であるといえます。

そこで、施設の効率的かつ効果的な維持修繕を行い長寿命化を図るとともに、保有する公共施設等の総量を最適化し、有効活用を図る取組み（公共施設等のマネジメント）を進めるため、「高島市公共施設等総合管理計画」を策定します。

2. 計画期間

公共施設等のマネジメントを進めるためには、中長期的な視点が不可欠となります。高度経済成長期以降に整備された公共建築物の多くが今後 30 年間に建替え時期を迎えることから、平成 27 年度（2015 年度）から令和 26 年度（2044 年度）までの 30 年間の本計画の計画期間とします。

なお、本計画は 10 年を単位に見直すことを基本とし、市の財政状況や制度変更など、計画を見直す必要が生じた場合にも適宜見直しを行うこととします。

3. 改訂について

- ・ 令和 4 年 3 月 改訂

総務省策定の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」の改訂に伴う必要な見直しを行いました。

- ・ 令和 7 年 1 月 改訂

高島市公共施設等総合管理計画は計画策定から 10 年単位で見直すこととなっています。10 年見直しの時点においても、公共施設の多くが老朽化しており、今後一斉に施設の更新時期を迎え、多額の費用を要することが予想されます。また、財政状況においても、人口減少で税収の伸び悩みや高齢化に伴う社会保障費の増大などにより財政状況は厳しい状況であり、今後は必要な施設を見定めた上で、更新や大規模改修等の老朽化対策を行わなければ、将来にわたって高島市が持続できなくなってしまうおそれすらあります。

そこで、策定時に掲げた 30 年間で公共施設保有量を 50%削減という目標は引き続き維持し、公共施設の再編に努め、将来の更新コストや維持管理コストを削減し、子育て支援や社会保障経費など高島市にとって真に必要なサービス等への財源を確保に努めていきます。

令和 7 年 1 月改訂では、削減目標や基本方針は維持し、施設状況や将来コスト試算等最新の数値データ等による見直しを行うとともに、総務省策定の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」に則り、一部加筆を行っています。

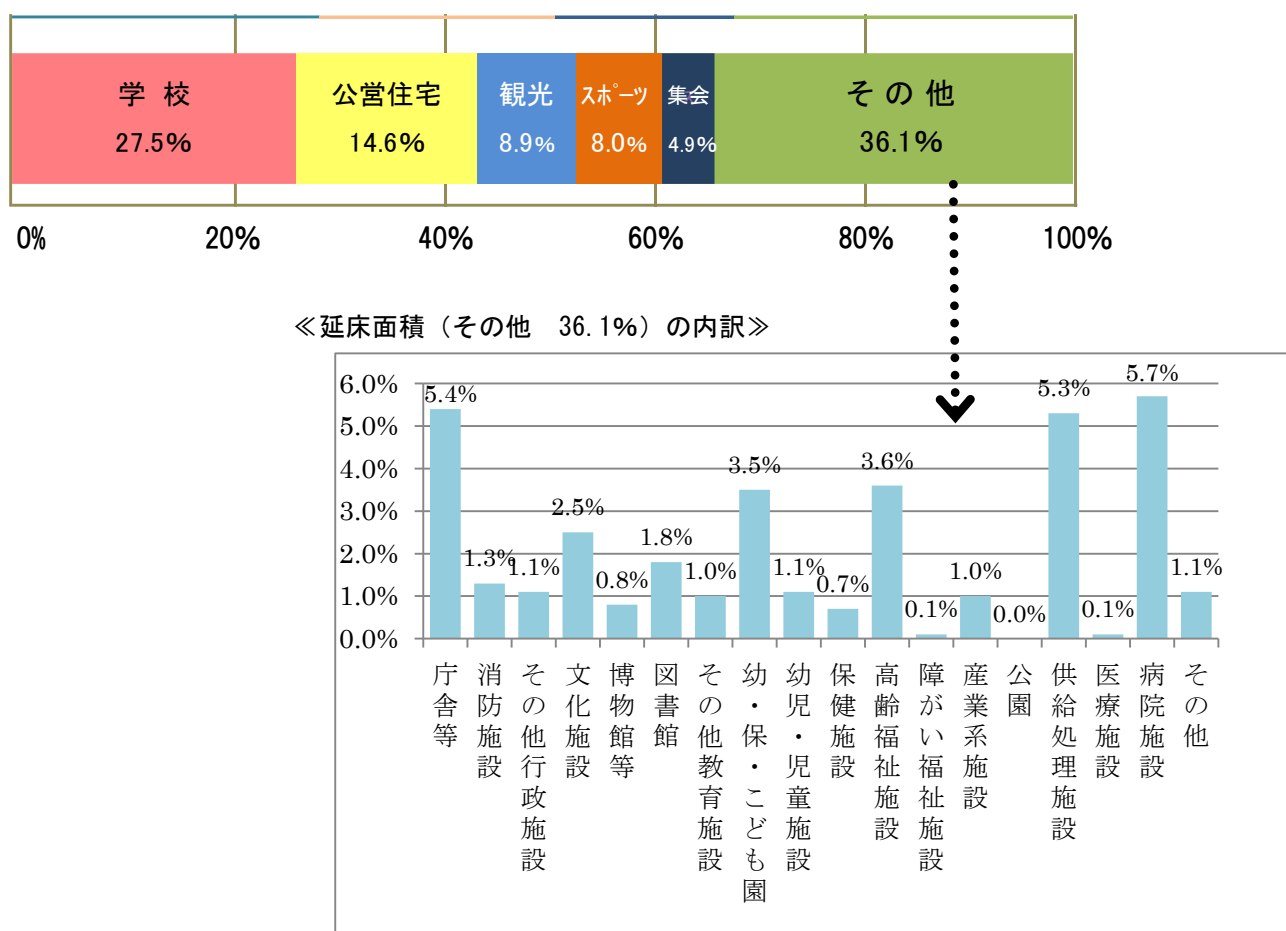
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

1. 公共建築物（ハコモノ施設）の状況

（1）延床面積の状況

平成26年度末時点で、ハコモノ施設といわれる公共建築物は325施設、これらの施設の延床面積の合計は359,859㎡であったものが、令和5年度末時点では268施設、332,167㎡となっています。その内訳は、学校施設が27.5%と最も多く、次いで公営住宅が14.6%、レクリエーション・観光施設が8.9%、スポーツ施設8.0%、集会施設4.9%となっており、この5分類で全体の約3分の2を占めています。

【図表Ⅱ-1】公共建築物延床面積の割合（%）



《施設類型ごとの延床面積》

施設類型	平成27年3月末現在		令和6年3月末時点	
	施設数	延床面積	施設数	延床面積
学校（校舎・体育館等）	43	95,866 ㎡	39	91,321 ㎡
公営住宅	44	55,757 ㎡	36	48,478 ㎡
レクリエーション・観光施設	28	31,950 ㎡	23	29,488 ㎡
スポーツ施設	23	26,751 ㎡	19	26,627 ㎡

施設類型	平成 27 年 3 月末現在		令和 6 年 3 月末時点	
	施設数	延床面積	施設数	延床面積
集会施設	27	18,813 m ²	17	16,440 m ²
庁舎等	9	20,189 m ²	6	17,794 m ²
病院、医療施設	6	19,432 m ²	6	19,401 m ²
高齢福祉施設	15	17,829 m ²	9	12,013 m ²
供給処理施設	11	17,646 m ²	10	17,472 m ²
幼稚園、保育園、こども園	8	11,762 m ²	8	11,762 m ²
文化施設	3	8,206 m ²	3	8,206 m ²
図書館	6	5,878 m ²	6	5,878 m ²
保健施設	6	4,262 m ²	3	2,396 m ²
産業系施設	20	5,209 m ²	7	3,198 m ²
消防施設	4	4,184 m ²	5	4,294 m ²
博物館等	12	4,221 m ²	8	2,632 m ²
その他施設（斎場、駐輪場等）	30	3,674 m ²	30	3,693 m ²
その他行政系施設（防災センター）	6	3,583 m ²	6	3,583 m ²
その他教育施設（給食センター）	4	3,376 m ²	4	3,376 m ²
幼児・児童施設	2	831 m ²	5	3,715 m ²
障がい福祉施設	1	300 m ²	1	300 m ²
公園	17	140 m ²	17	100 m ²
計	325	359,859 m ²	268	332,167 m ²

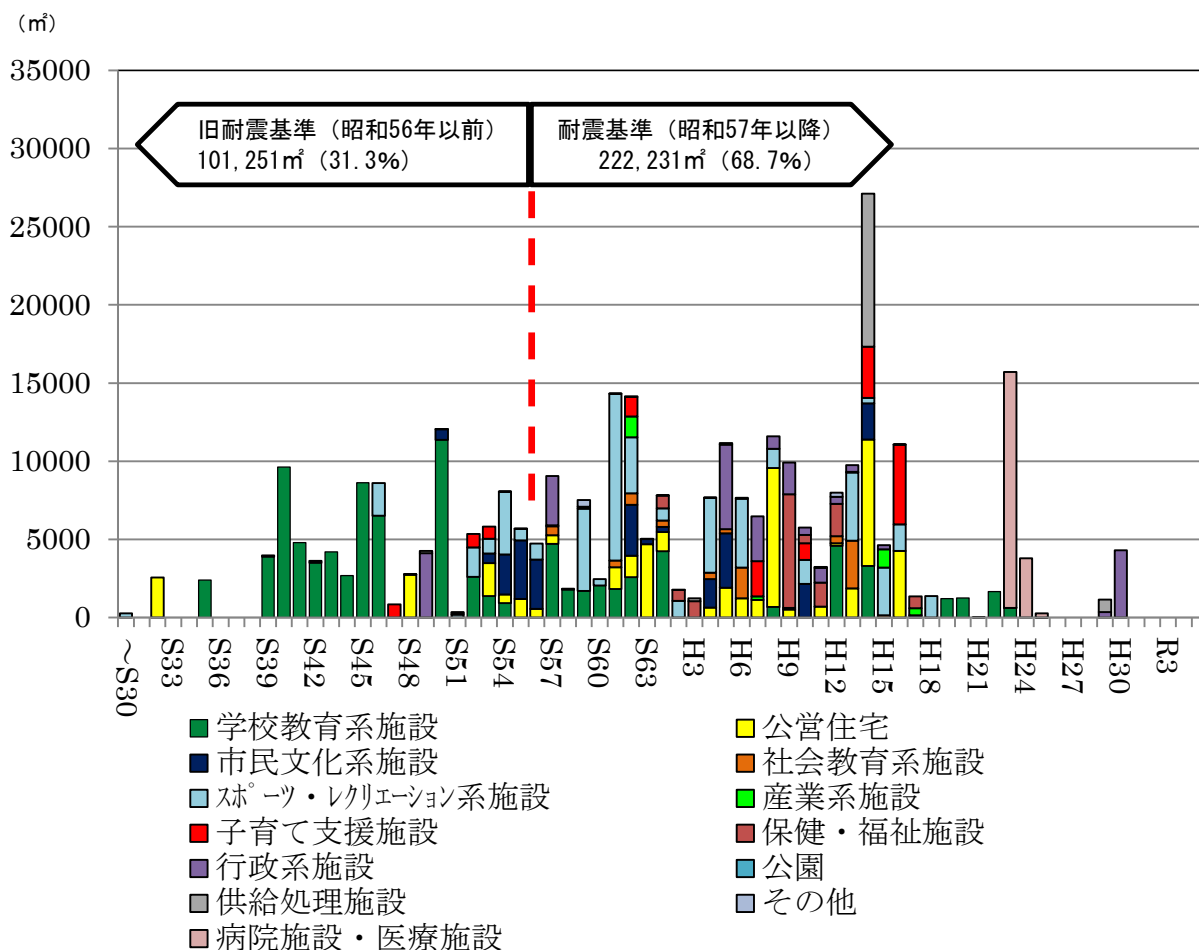
《施設保有量の推移》

	計画策定時	H29 年度末	R1 年度末	R3 年度末	R5 年度末
延床面積	359,859 m ²	353,126 m ²	344,793 m ²	340,086 m ²	332,167 m ²
計画策定時比	—	98.1%	95.8%	94.5%	92.3%

（２）建築年度別の延床面積の状況

建築年度別の延床面積の状況では、昭和 40 年代と 50 年代前半には集中して学校教育系施設を整備しており、合併後は学校施設の屋内運動場などの建替えを順次進めてきました。また、昭和 59 年度から平成 6 年度の間には、スポーツ・レクリエーション系施設を集中して整備しており、平成 8 年度からは、公営住宅、保健・福祉施設、子育て支援施設を中心とした施設を整備しています。さらに、合併前の数年間にも多くの施設を整備しています。

【図表Ⅱ-2】建築年度別の延床面積の状況



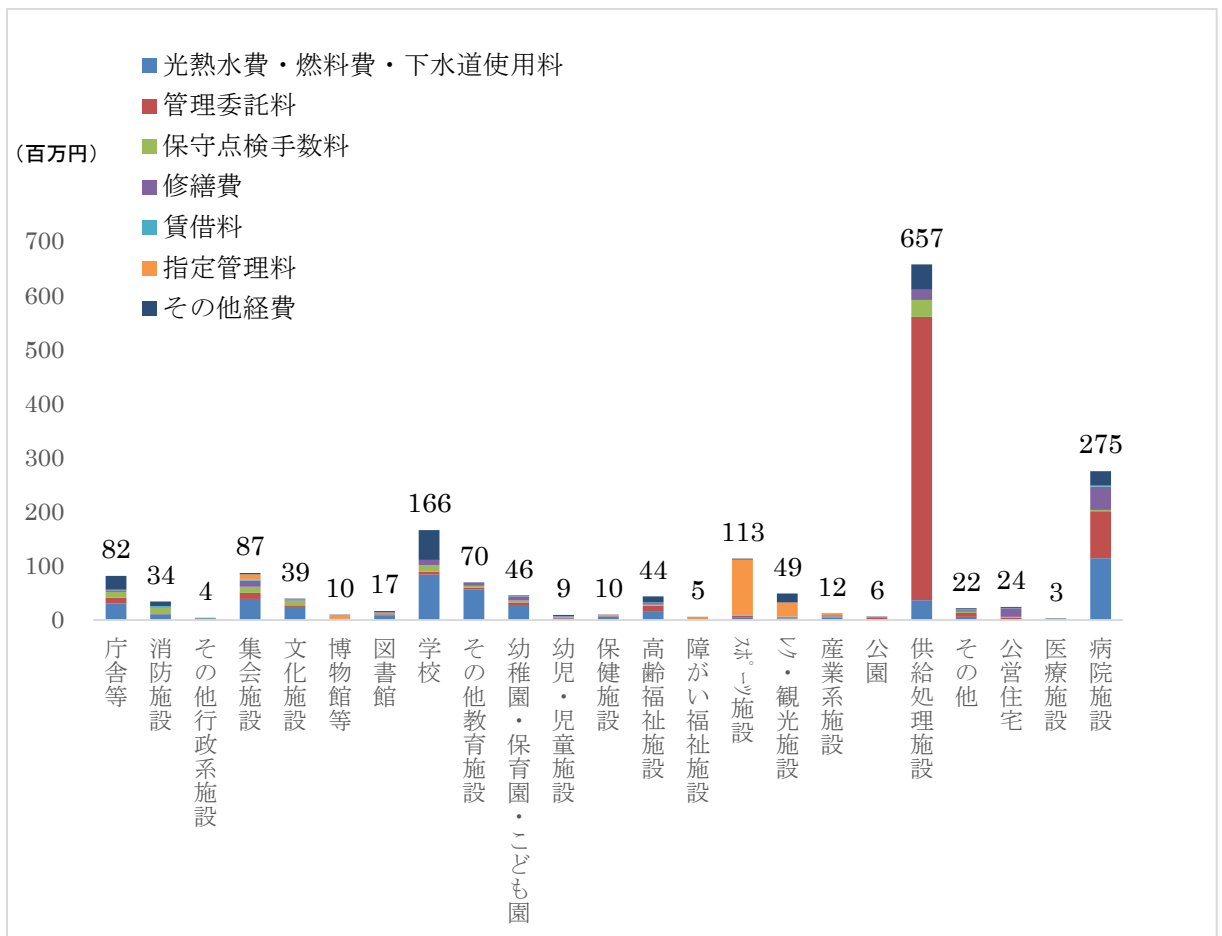
（３）耐震基準・耐震化の状況

昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が改正されています。本市の公共建築物の約31.3%は旧耐震基準で建設したもので、主に学校教育系施設、子育て支援施設、公営住宅、行政系施設がありますが、学校施設は重点的に耐震化を進めた結果、平成23年度に完了し、保育園についても平成25年度には耐震化工事が完了しています。また、行政系施設における庁舎については、分散している本庁機能の統合や各支所における機能移転等により平成30年度には耐震化が完了し、耐震化対策が課題となっていた平成26年度末の状況に比べると耐震改修が未実施の建築物の割合は改善されている状況にあります。

（４）維持管理経費の状況

令和4年度決算における公共建築物の維持管理費の合計は約17.8億円であり、合計額は平成25年度及び令和2年度に比べて大きくなっています。その内訳を見てみると、平成30年2月に環境センターごみ処理棟の休止に伴い、ごみ搬出経費などを含む業務委託料が大幅に増加しており、さらに令和4年度においては、物価高騰による光熱水費・燃料費が令和2年度と比べて大幅に増加したことで、令和4年度の維持管理経費が平成25年度及び令和2年度に比べて最も大きくなっています。また、分類別には供給処理施設が約6.6億円と最も多く、次いで、病院施設、学校、スポーツ施設、集会施設および庁舎等の順となっています。

【図表Ⅱ-3】 年間の公共建築物の維持管理経費（令和4年度）



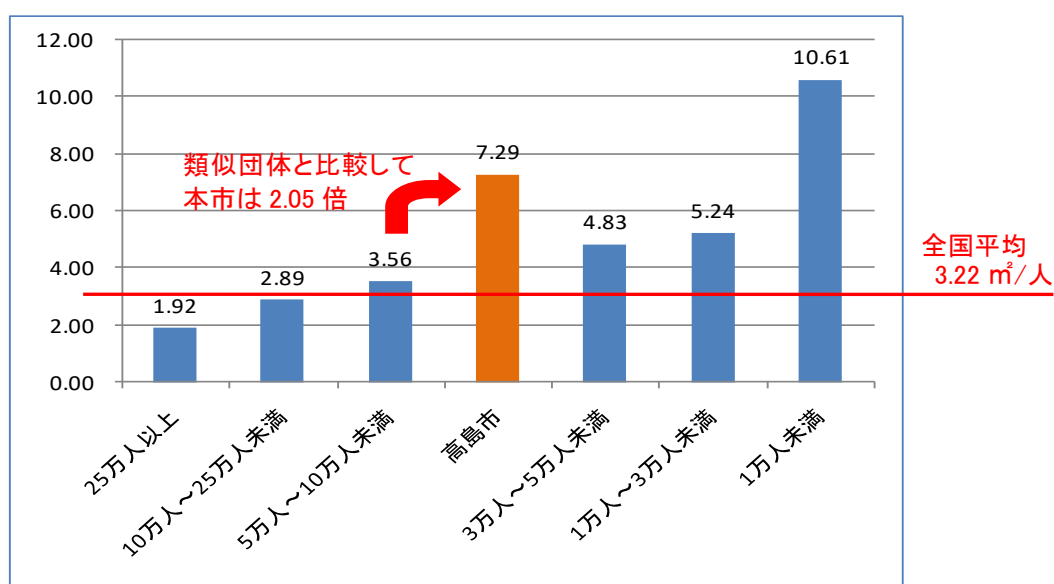
性質別による維持管理経費の内訳	項 目	平成 25 年度決算	令和 2 年度決算	令和 4 年度決算
	指定管理料	202,866 千円	164,611 千円	151,968 千円
	光熱水費・燃料費・下水道使用料	601,742 千円	335,454 千円	479,525 千円
	業務委託料	176,522 千円	679,684 千円	684,651 千円
	保守点検手数料	191,604 千円	155,385 千円	112,456 千円
	修繕費	296,099 千円	142,216 千円	132,047 千円
	賃借料	23,548 千円	23,215 千円	17,941 千円
	その他経費	183,972 千円	161,111 千円	205,369 千円
	合 計	1,676,353 千円	1,661,676 千円	1,783,957 千円

2. 人口一人当たりの公共建築物延床面積

計画策定時における本市が所有する公共建築物の延床面積を人口で除した「市民一人当たりの延床面積」は7.29㎡となっています。総務省の調査による全国自治体の人口一人当たりの延床面積の平均値は3.22㎡であり、人口規模別による5～10万人の自治体では3.56㎡、3～5万人の自治体では4.83㎡となっており、類似団体と比較して極めて高い状況であり、また、本市を除く県内他市の平均（3.69㎡）と比較しても約2倍となっている状況です。

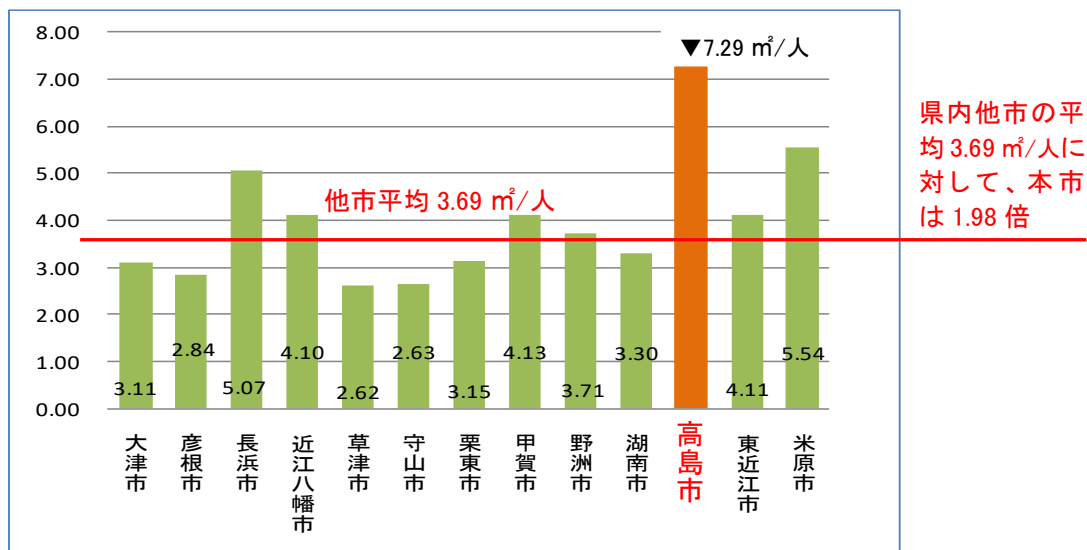
今後は投資財源が不足し公共建築物の老朽化が進む中で、必要不可欠な施設を適正に管理していくためには、総量抑制や再編が避けて通れない課題となってきます。

【図Ⅱ-4】全国自治体の人口一人当たりの公共建築物延床面積（㎡）



（公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査（H24.3 総務省））

【図Ⅱ-5】県内各市の人口一人当たりの公共建築物延床面積（㎡）



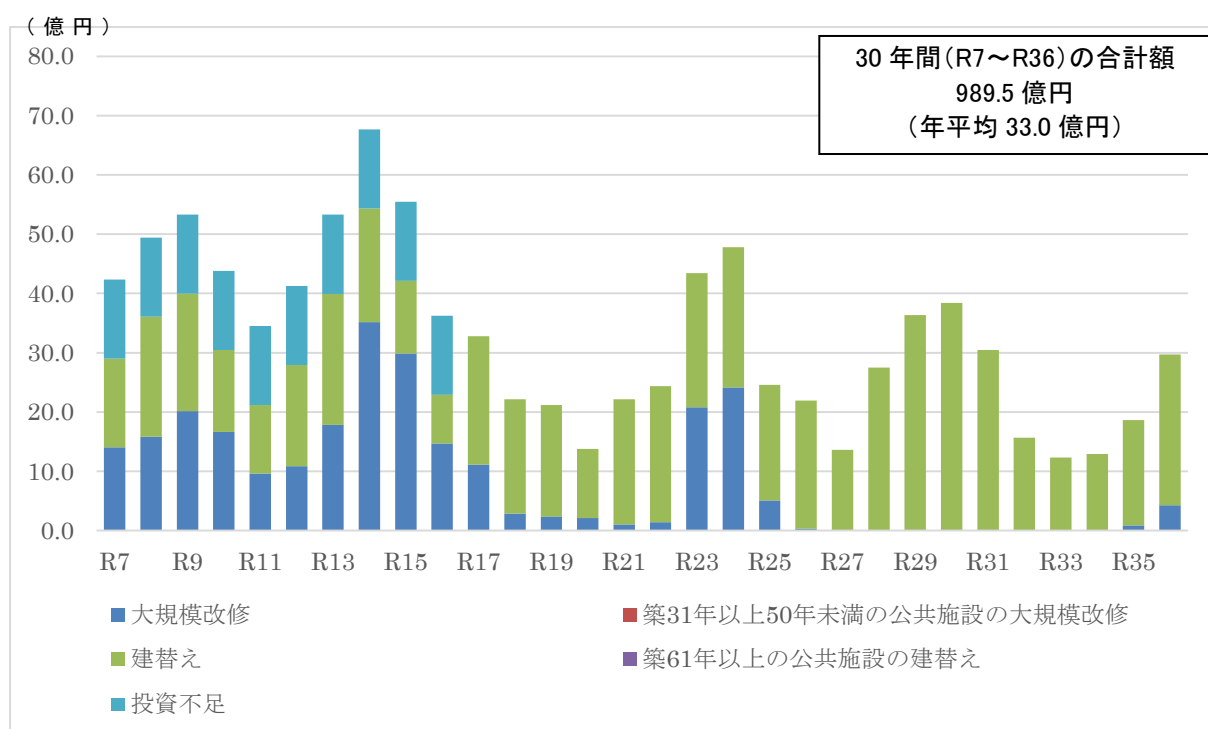
（平成24年度公共施設状況調（総務省）より集計）

3. 公共建築物の更新等にかかる将来コストの見込み

(1) 単純更新した場合

公共建築物の更新問題は全国的な課題となっており、総務省は更新費用試算ソフトを公表しています。令和5年度末現在の保有状況においてこのソフトを用いた再試算では、現在の施設をそのまま保有する場合、令和36年度までの30年間（計画策定時は40年間）で989.5億円（年平均で33.0億円）の更新費用が必要となります。内訳では、築31年以上50年未満で大規模改修が未実施の施設が多数あり、これらの大規模改修費が差し迫って必要となり、さらに、令和7年度からは本格的に施設の建替え時期が到来し、毎年度20億円以上の費用が必要になると見込まれます。

【図表Ⅱ-6】公共建築物の大規模改修、建替えにかかる将来コストの推移



(試算条件)

大規模改修：実施年数は築30年とし、改修期間は2年とする。また、現時点で積み残している改修は、10年の間に実施する。

建替え：築60年で建替えとし、建替え期間を3年とする。また、現時点で積み残している建替えは、10年の間に実施する。

単価設定：大規模改修および建替えに要する費用の単価は、次表のとおりとする。なお、単価には建替えに伴う解体、仮設移転費用、設計料等を含む。(出典：「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」財団法人自治総合センター)

※平成26年～令和4年度までの更新等に対する投資的経費の不足額は、10年の間に実施する。

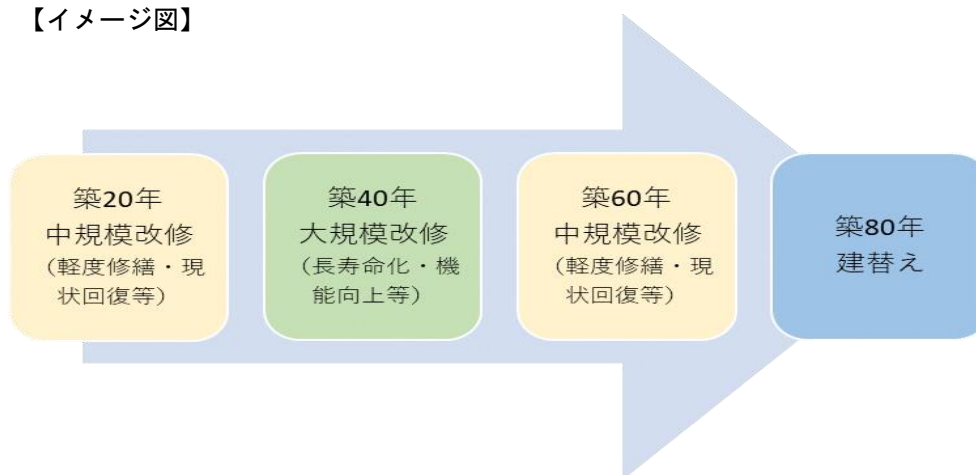
公共建築物分類別大規模改修・建替え単価表

公共建築物分類	大規模改修単価	建替え単価
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設 医療施設、行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設 供給処理施設、その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡

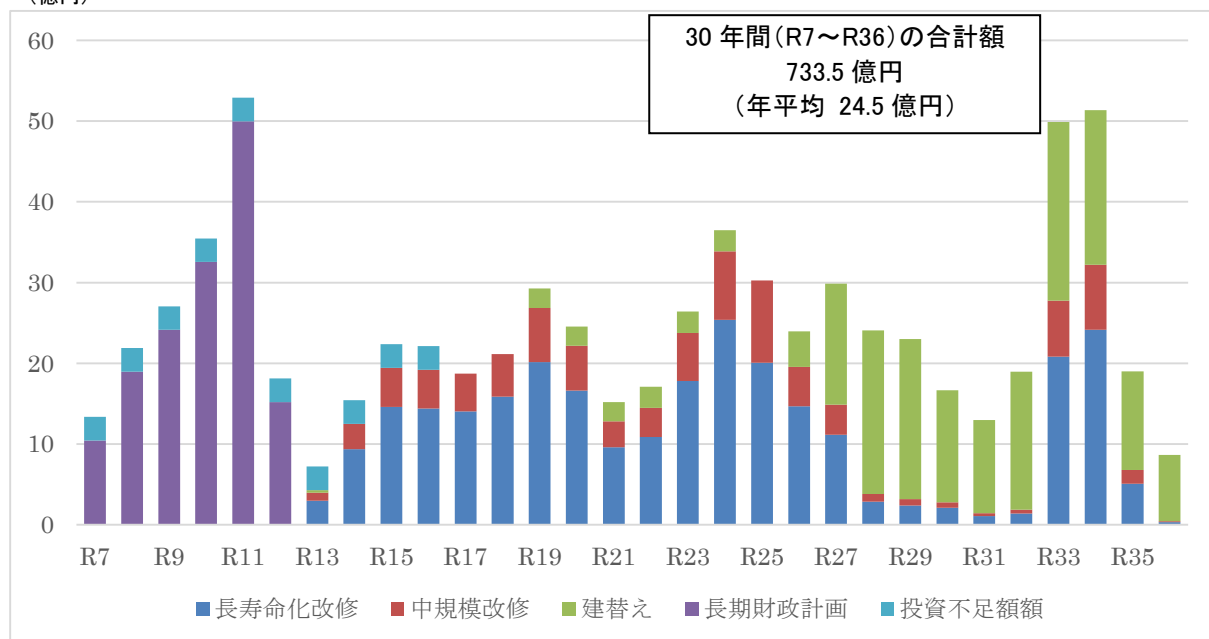
(2) 長寿命化対策を前提とした場合

現状保有する施設について、策定済の個別施設計画をもとに検討し、その対策費用と以下のイメージ図のように試算する場合、令和 36 年度までの 30 年間で 733.5 億円（年平均で 24.5 億円）の更新費用が必要となると見込まれます。

【イメージ図】



【図表Ⅱ-7】公共建築物の大規模（長寿命化）改修、建替えにかかる将来コストの推移
(億円)



(試算条件)

大規模（長寿命化）改修：実施年数は築 40 年とし、改修期間は 2 年とする。また、現時点で積み残している改修は、10 年の間に実施する。

建替え：築 80 年で建替えとし、建替え期間を 3 年とする。また、現時点で積み残している建替えは、10 年の間に実施する。

中規模改修：実施年数は築 20 年および 60 年とし、建替え費用の約 2 割として想定する。

単価設定：(1) 単純更新した場合と同様とする。

※10 年間は策定済の個別計画の対策費用とする。

※平成 26 年～令和 4 年度までの更新等に対する投資的経費の不足額は、10 年の間に実施する。

(3) 対策の効果額

単純更新した場合と長寿命化対策を前提とした場合を比較すると、令和 36 年度までの 30 年間で、総額 256 億円（年平均 8.5 億円）の対策効果額が想定されます。この対策効果額はあくまでも当該期間内における試算であるものの、当市における建替え費用を鑑みると、今後は保有量の縮減とあわせ、将来にわたって必要となる施設に対して長寿命化対策を講じていくことが求められます。

	単純更新		長寿命化		対策効果額	
	30 年累計	単年平均	30 年累計	単年平均	30 年累計	単年平均
公共建築物	989.5 億円	33.0 億円	733.5 億円	24.5 億円	▲256 億円	▲8.5 億円

4. インフラ資産（都市基盤施設）の現状と課題

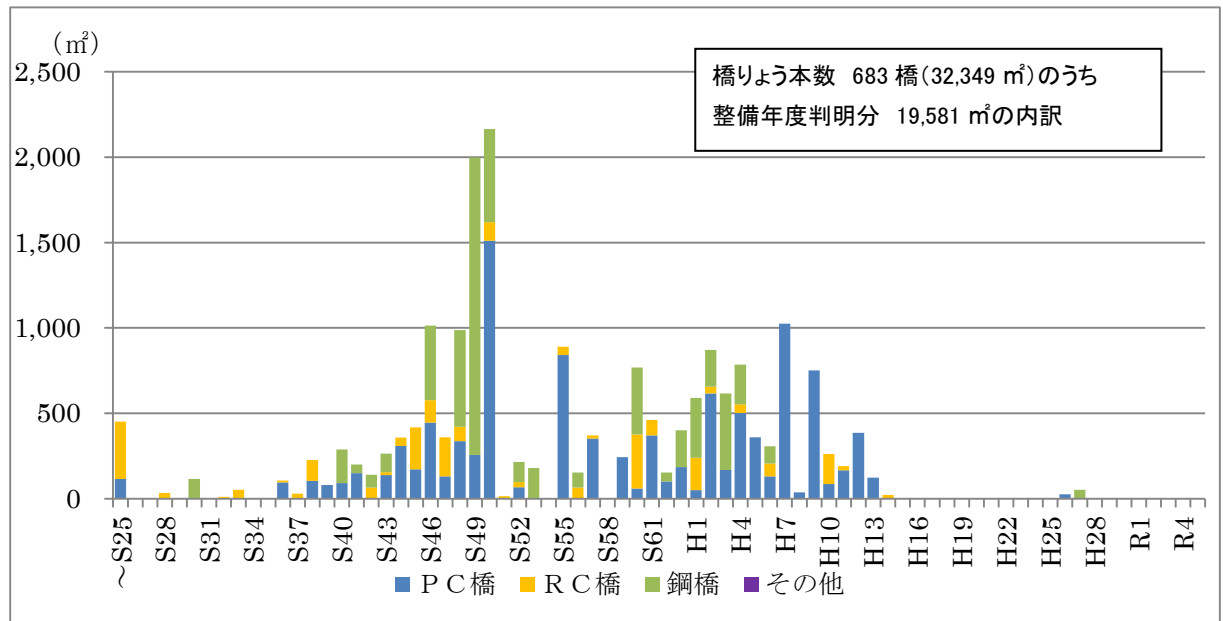
(1) インフラ資産の状況

道路、橋りょうや上・下水道施設など、都市基盤施設であるインフラ資産は、産業、経済、文化の発展の基盤であり、市民の生活や地域経済の活動を支えています。今後は、インフラ資産の老朽化が更に進行する中で、近年頻発する自然災害などの有事における道路ネットワークの確保はもとより、平常時においても安心・安全な市民生活を確保するため、これらの既存ストックを最適に維持管理していくことが重要となります。

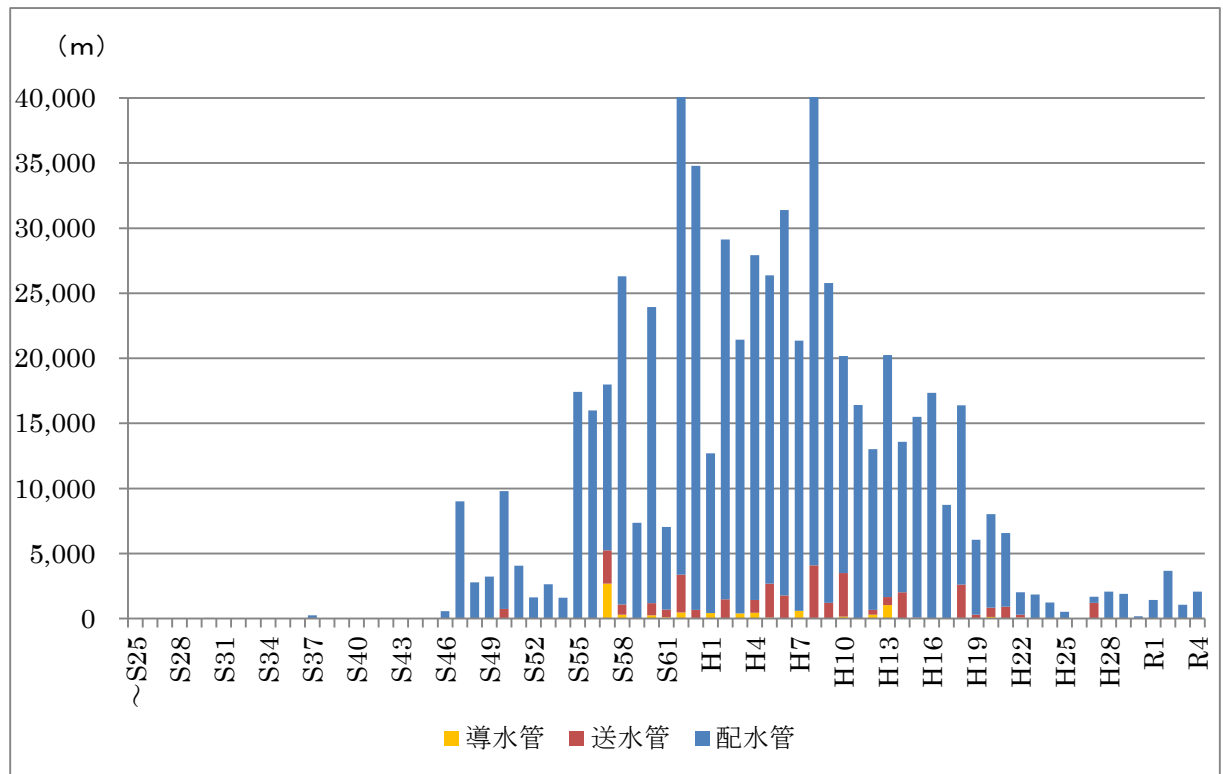
【図表Ⅱ-8】主なインフラ資産の保有量

種別	主な施設	平成 26 年 3 月末現在	令和 5 年 3 月末現在
		施設数	施設数
道路	1 級市道延長	85.0 k m	81.6 k m
	2 級市道延長	112.2 k m	103.4 k m
	その他市道延長	613.0 k m	585.4 k m
橋りょう	橋りょう本数	764 橋	683 橋
上水道	管路延長	689.9 k m	649.2 k m
下水道	管路延長	556.9 k m	567.5 k m

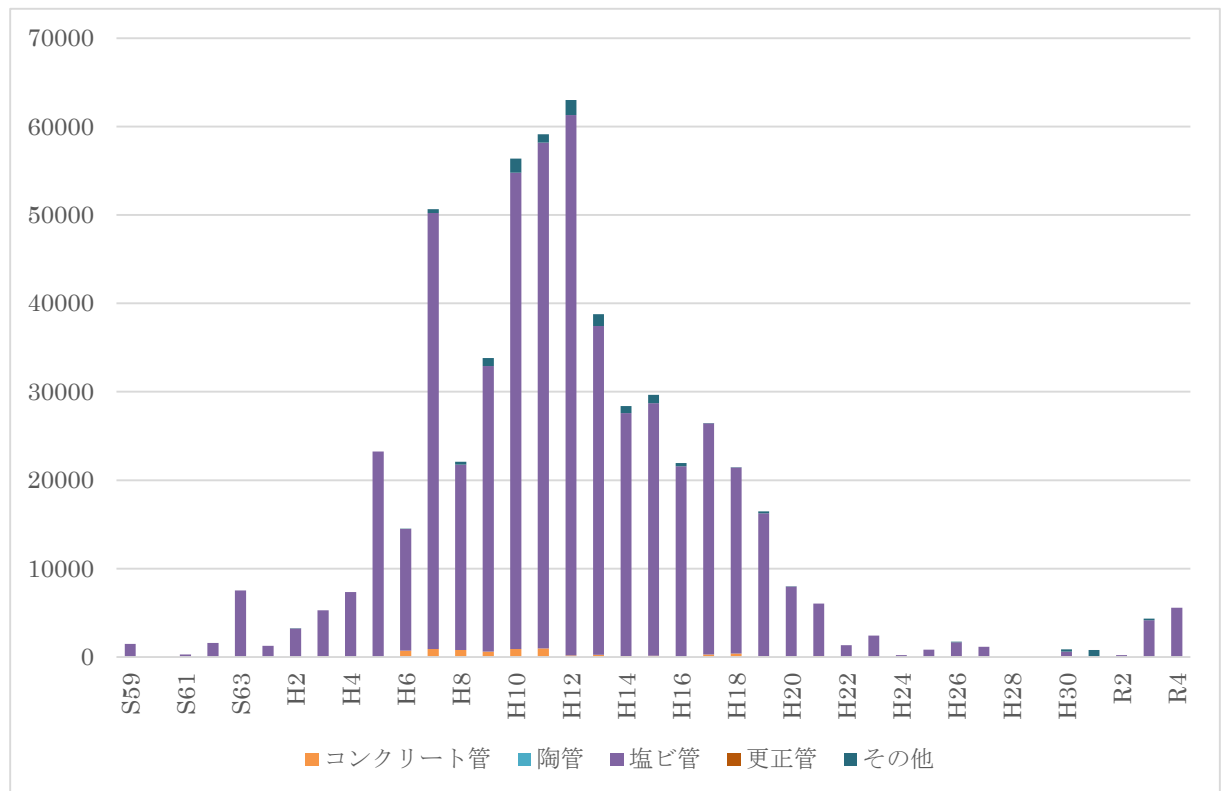
【図表Ⅱ-9】 橋りょうの構造別年度別整備面積



【図表Ⅱ-10】 上水道管の年度別整備延長



【図表Ⅱ-11】下水道管の年度別整備延長



（２）インフラ資産の更新と財政負担

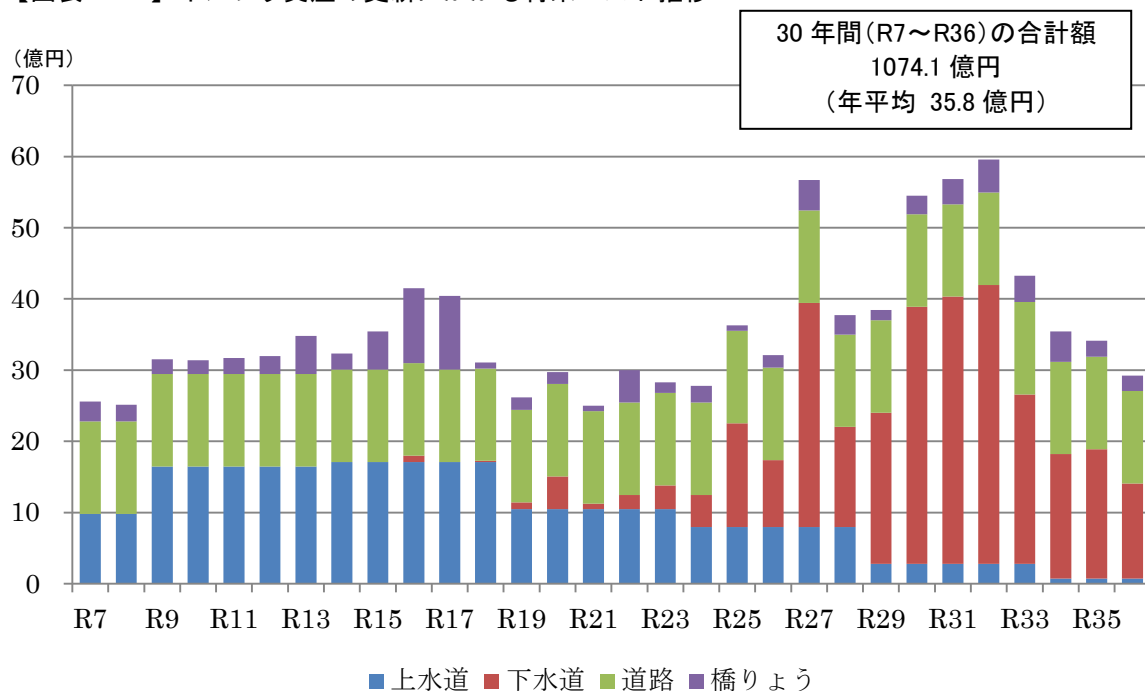
インフラ資産について、同ソフトの試算により令和36年度までの30年間（計画策定時は40年間）で必要となる更新費用を再算出すると以下のとおりとなります。

インフラ資産は、市民生活に必要不可欠なものであるため、整備状況や老朽化の度合い等から安全性や保全の優先度を考慮し、計画的な更新・補修を行う必要がありますが、更新費用の捻出が大きな課題であります。

【図表Ⅱ-11】インフラ資産の更新にかかる将来コスト推計

種 別	令和36年度までの30年間に必要な更新費用	1年当たりの更新費用
道 路	389.7 億円	13.0 億円
橋りょう	95.3 億円	3.2 億円
上 水 道	295.5 億円	9.9 億円
下 水 道	293.6 億円	9.8 億円

【図表Ⅱ-12】インフラ資産の更新にかかる将来コスト推移



インフラ資産の更新費用にかかる試算条件と更新単価

分類	試算条件		更新単価
道路	舗装打換えによる算定 (耐用年数 15 年)		4,700 円/m ²
橋りょう	構造別年別面積による算定 (耐用年数 60 年)	P C 橋	425 千円/m ²
		鋼橋	500 千円/m ²
上水道施設	管径別年度別延長による算定 (耐用年数 40 年)	管路 構造物	高島市水道事業基本計画に 基づく既存施設の更新需要額
下水道施設	管径別延長による算定 (耐用年数 50 年)	～250 mm	61 千円/m
		251～500 mm	116 千円/m

(試算条件)

【道路】単価は、「道路統計年報 2009」(全国道路利用者会議)に示された舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定。

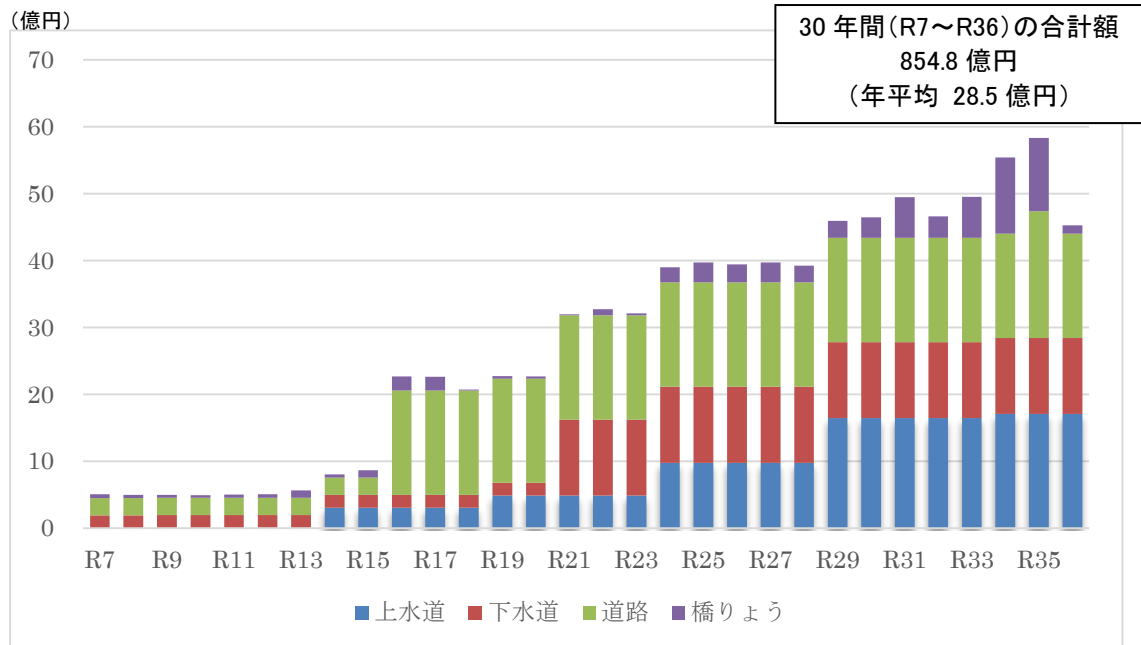
【橋りょう】単価は、道路橋の工事实績(道路橋)に示された道路橋の工事实績により実績ベースで設定する。

【下水道】単価は、更生工法を前提とし、流域別下水道整備総合計画調査指針等を参考に設定。

(2) インフラ資産の長寿命化した場合

インフラ資産について、長寿命化対策をしたうえで令和 36 年度までの 30 年間（計画策定時は 40 年間）で必要となる更新費用を再算出すると以下のとおりとなります。

【図表Ⅱ-13】インフラ資産の長寿命化対策したうえでの将来コストの推移



(試算条件)

【道路】【橋りょう】更新コストの 2 割を中規模改修して実施して長寿命化対策を実施する。

【上水道】高島市水道事業基本計画におけるストックマネジメントを参照

【下水道】単純更新コストを平準化したうえで、中規模改修を行い、長寿命化対策を実施する。

(3) 対策の効果額

単純更新した場合と長寿命化対策を前提とした場合を比較すると、令和 36 年度までの 30 年間で、総額 219.3 億円（年平均 7.3 億円）の対策効果額が想定されます。

	単純更新		長寿命化		対策効果額	
	30 年累計	単年平均	30 年累計	単年平均	30 年累計	単年平均
インフラ	1,074.1 億円	35.8 億円	854.8 億円	28.5 億円	▲219.3 億円	▲7.3 億円

5. 公共施設等の更新等にもなう将来負担

公共施設等を耐用年数および長寿命化対策により耐用年数を超えて使用し、すべてを同規模で更新すると仮定した場合、総務省の更新費用試算ソフト等によると、令和36年度までの30年間（計画策定時は40年間）で1,588.3億円、年平均にして約53億円の費用が必要になると見込まれ、計画策定時における過去5年間（H22-H26）の投資的経費の実績と比較して約2.3倍の費用が必要となります。

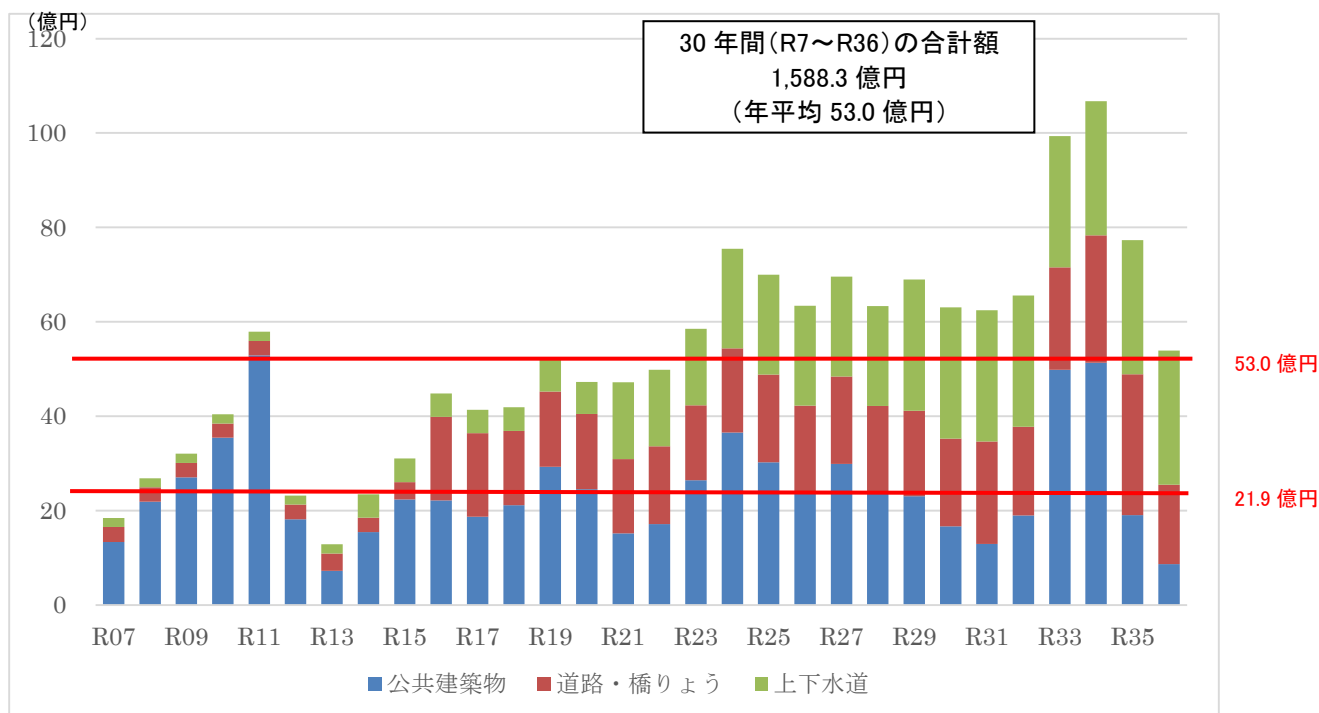
本市の予算規模において、将来的に年平均で約53億円の投資を続けることは不可能であり、従来の改修や更新のやり方を続けていくと市の財政が破たんするか、もしくは他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことが避けられない状況であるといえます。

そのため、公共建築物（ハコモノ施設）については、施設の機能を維持することを前提に施設保有量の縮減に取り組む必要があり、また、インフラ資産についても、ライフサイクルコストの縮減を図るための計画的・効率的な改修、更新に取り組む必要があります。

【図表Ⅱ-14】投資的経費の実績と将来コスト推計との比較（公共建築物及びインフラ資産）

	H22-H26 実績	将来コスト推計		倍率 B/A
	単年平均 A	30 年累計	単年平均 B	
公共建築物	9.0 億円	733.5 億円	24.5 億円	2.7
インフラ資産(道路・橋りょう)	5.3 億円	423.8 億円	14.1 億円	2.7
インフラ資産(上下水道)	7.6 億円	431.0 億円	14.4 億円	1.9
合 計	21.9 億円	1,588.3 億円	53.0 億円	2.4

【図表Ⅱ-15】将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ資産）



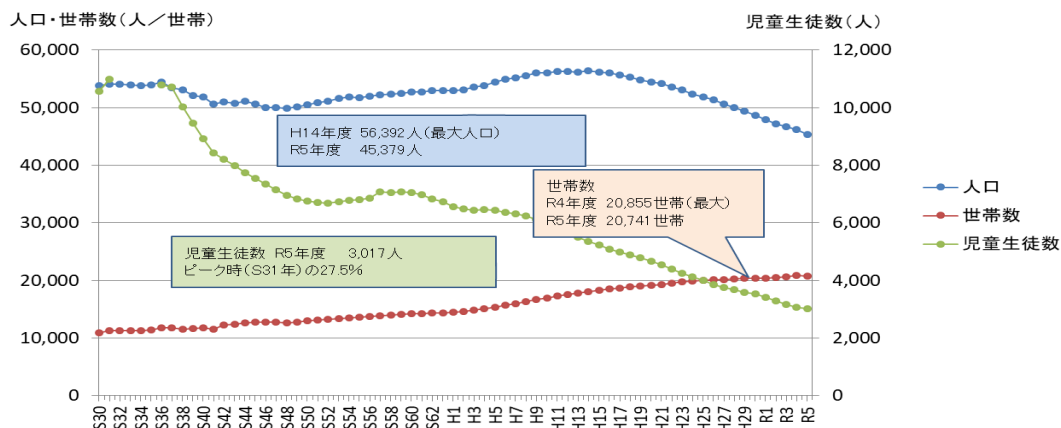
第3章 人口推計と財政状況の変化

1. 人口推計

(1) 人口・世帯数の推移

本市の過去 50 年間の人口は概ね 5 万人前後で推移していましたが、平成 14 年度の 56,392 人をピークに減少が続き、令和 5 年度末では 45,379 人（51,903 人）となっています。また、児童生徒数は昭和 31 年に 10,981 人でしたが、昭和 38 年から減少に転じ、それ以降は減少傾向が続き、令和 5 年度には 3,017 人（4,002 人）とピーク時の 27.5% まで減少しています。一方、世帯数は増加傾向が続き、令和 5 年度末で 20,741 世帯（20,060 世帯）となっています。（計画策定時の平成 25 年度状況）

【図表Ⅲ-1】人口と世帯数の推移（住民基本台帳 各年度末 3/31 現在）



(2) 将来人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和 5（2023）年推計）による本市の人口は、20 年後の令和 27 年には 31,192 人まで減少すると予想されています。人口構成では、年少人口はますます減少し、高齢者人口は平均寿命の延びを背景に増加が続いており、令和 27 年には生産人口を上回ると予想されています。これにより、公共施設等の利用需要も変化してくるものと考えられます。

区 分	平成 2 年 (1990 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 26 年 (2014 年)	令和 5 年 (2023 年 (A))	令和 27 年 (2045 年 (B))	増減 (B-A)
総人口 (人)	53,032 人	55,985 人	51,746 人	45,909 人	31,192 人	△14,717 人
高齢者人口割合 (65 歳～)	18.1%	24.0%	30.3%	36.5%	48.3%	+11.8 ポイント
生産人口割合 (15～64 歳)	62.9%	62.2%	58.0%	53.5%	44.1%	△9.4 ポイント
年少人口割合 (0～14 歳)	19.0%	13.8%	11.7%	10.0%	7.6%	△2.4 ポイント

(H2 は国勢調査、H17・H26・R5 は住民基本台帳人口 (10/1 現在))

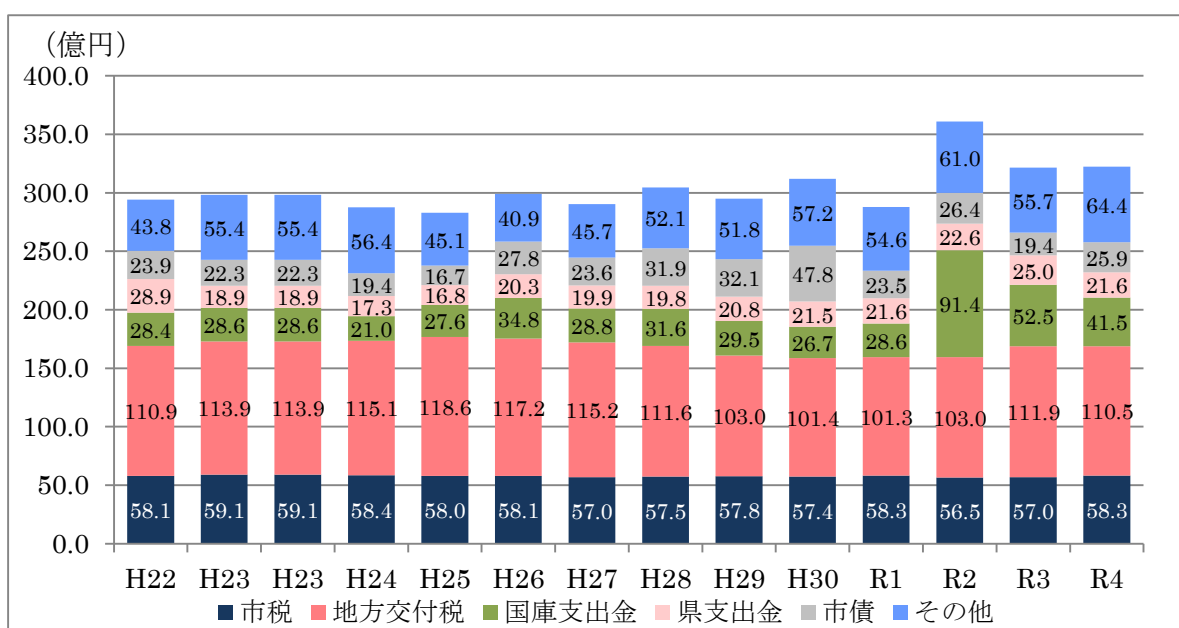
2. 財政状況の変化

(1) 歳入の状況

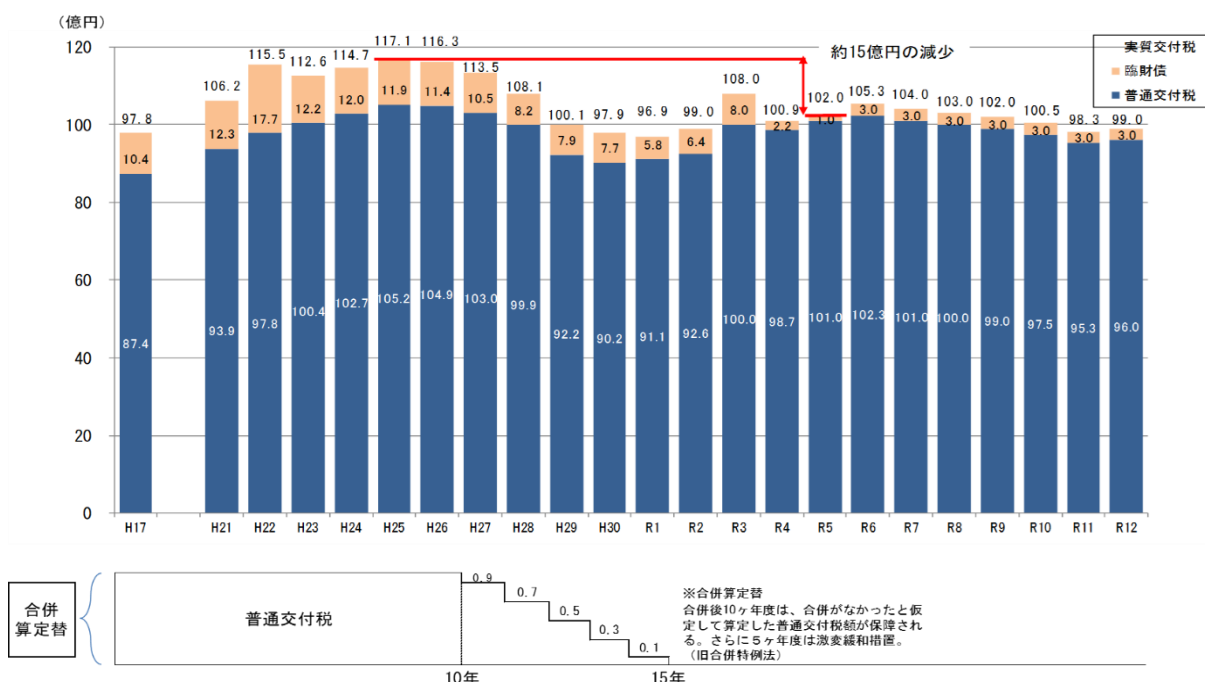
令和4年度の普通会計決算額（322億2千万円）のうち、最も大きいものは、地方交付税となり、全体の34.3%を占めています。地方交付税は合併特例措置の終了による段階的な縮小はあったものの、社会環境などに対応するために必要な経費や合併特例債の元利償還にかかる普通交付税算入等により約15億円の減少に留まっています。

地方交付税の推計については、令和6年度までの期限である合併特例債の借入額増額による元利償還の普通交付税算入等により、令和6年度までは増額となる見込みですが、令和7年度以降は元利償還額の減少とともに減少し、財政は一層厳しさを増してきます。

【図表Ⅲ-2】普通会計歳入決算額の推移



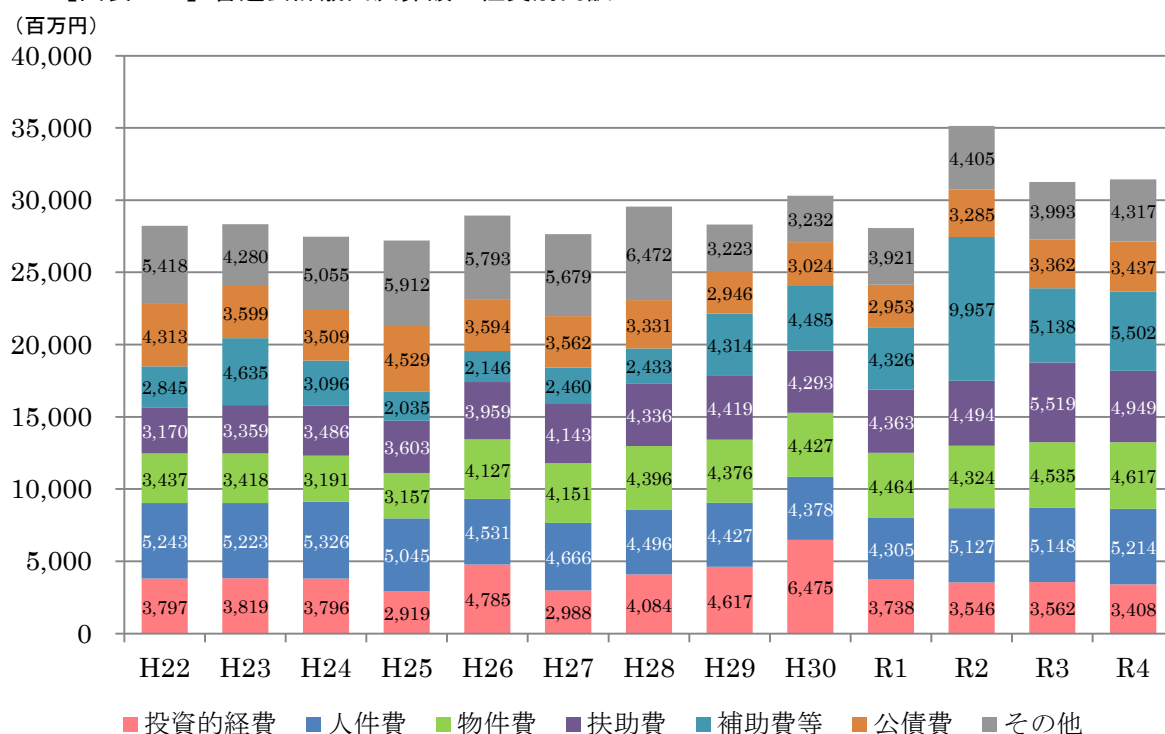
【図表Ⅲ-3】地方交付税の推移（R6以降は推計値）



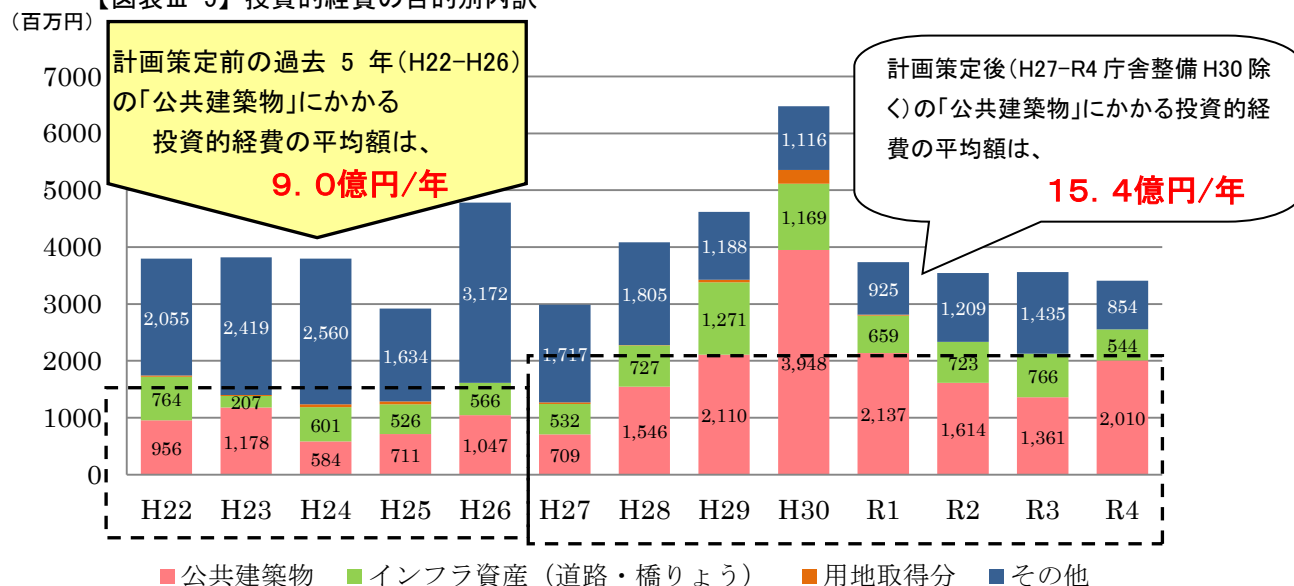
(2) 歳出の状況

令和4年度普通会計の歳出決算額のうち、公共建築物やインフラ資産（上下水道を除く。）の維持更新等にかかる投資的経費は約34億1千万円となっています。さらに、この投資的経費のうち、公共建築物の維持更新にかかる経費は20億1千万円となっています。今後は、合併特例債の期限満了や地方交付税の減少等が見込まれるなかで、公共施設等の維持更新のための財源を確保することがますます厳しくなってくることが予想されます。

【図表Ⅲ-4】普通会計歳出決算額の性質別内訳



【図表Ⅲ-5】投資的経費の目的別内訳



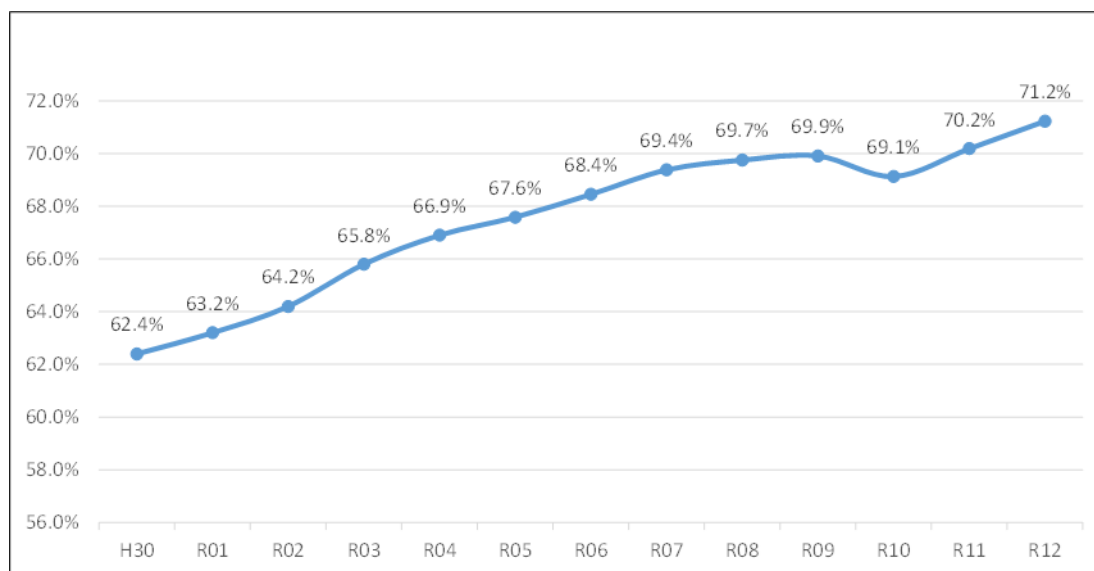
(3) 財務書類（地方公会計）の状況

現在、地方公共団体では、地方公会計の整備を行っています。地方公会計とは、現金の「収入」と「支出」をベースとした現行の官公庁の会計制度を補完するために、発生主義・複式簿記を取り入れた会計制度であり、地方公会計の導入により現金主義・単式簿記では見えにくい減価償却費といったコスト情報や資産・負債といったストック情報の把握も可能となります。

地方公会計制度に基づく財務書類の分析指標のひとつとして有形固定資産減価償却率があります。有形固定資産減価償却率とは、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することで、耐用年数に対して資産の取得からどれくらい経過しているか把握することができる指標です。令和3年度の県内平均が約58.6%に対し、当市は約65.8%となっており、老朽化が進んでいる状況と言えます。

なお、令和5年度以降はあくまでも長期財政計画などを踏まえた推計値ですが、令和11年度には70%を超え、老朽化が極めて進んでいる状況となることが予想されます。

【図表Ⅲ-6】有形固定資産減価償却率の推移



(算定式)

$$\text{有形固定資産の減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

第4章 公共施設等マネジメントの基本方針

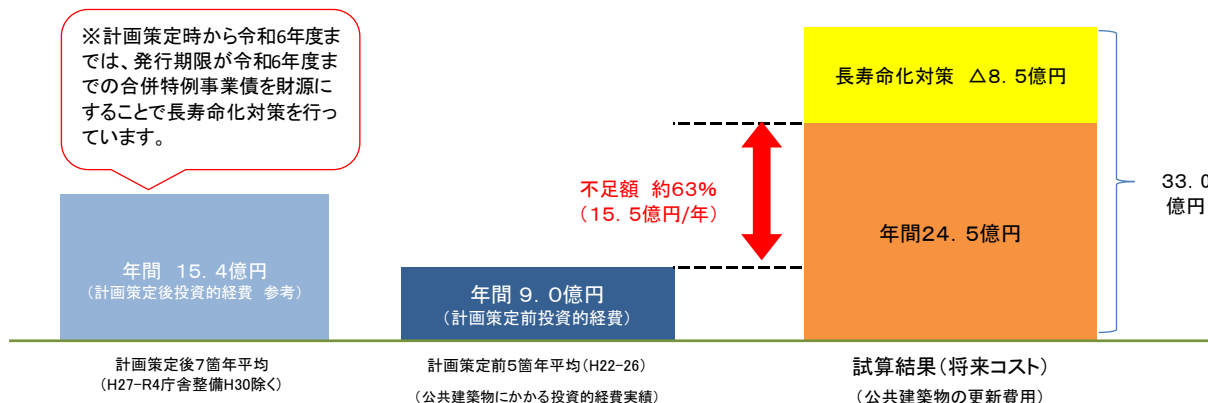
1. 保有量の縮減等による破たん回避の必要性

昭和40年代から昭和50年代にかけて整備してきた公共施設等の老朽化が進んでいます。今後は急速にこれらの大規模改修や建替えの大きな波が訪れ、改修・更新にかかるコストは莫大になり、従来の改修・更新のやり方を続けていくと市の財政が破綻するか、もしくは他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことが避けられない状況であるといえます。そのため、この先の公共施設等の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点により、廃止や譲渡、売却等も視野に入れた計画的・戦略的なマネジメントに、直ちに取り組まなければならない時期にきています。

特に、現状で市が保有している公共建築物を将来もそのまま保有し、長寿命化対策を講じたうえで同等規模での建替えを行うと仮定した場合には、前述の将来コスト推計のとおり、令和36年度までの30年間（計画策定時は40年間）で733.5億円、年平均で24.5億円の費用が必要になります。

これに対し、計画策定時の過去5年間（平成22～26年度）で公共建築物の更新や整備に支出した投資的経費は、年平均で9.0億円であり、試算した更新費用との比較では、年平均で約15.5億円が不足することになります。

【図表Ⅳ-1】公共建築物の大規模（長寿命化）改修、建替えにかかる将来コストの不足額



つまり、長寿命化対策を講じたとしても将来コストの37%しかカバーできず、残りの63%の財源不足が生じることになります。さらに、少子高齢化や人口減少の進展に伴って、将来的に税収減や扶助費等の支出増が見込まれること、地方交付税の減少や合併特例債の期限満了などを勘案すると、公共建築物の改修・更新のための財源を確保することは極めて困難であるため、保有量の縮減等により将来コストを削減し、将来にわたって必要となる施設を適正に維持更新していくことが必要となります。

2. マネジメントの推進方向

公共建築物には築50年を経過する施設が出始めていますが、今後もこれらの施設を良好な状態で使用していくためには、適切な維持修繕に加え、バリアフリーへの対応や耐震化、省エネルギー性能の向上対策など、時代の変化に応じた対応を図るための大きな改修工事も必要になります。

また、生活に必要不可欠なインフラ資産である道路・橋りょう、上水道、下水道などは、安全性を確保した安定的な供用が求められることから、老朽化が進んでいる部分の計画的な更新が必要になってきます。

公共施設等は数十年にわたって利用するものであり、更新（建替え）は長期的な視点での政策判断が必要となります。将来世代に過度な負担を強いることがないように、財政構造の変化、公共施設等への市民ニーズの量や質の変化を捉え、必要となる施設を将来にわたり維持するため、公共施設等のマネジメントの推進方向を次のとおり定めます。

■ マネジメントの推進方向 ■

基本方針

- ①次世代に継承可能な施設保有（保有量の縮減）
- ②将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）

■公共建築物（ハコモノ施設）

- ①新規整備は原則として行わない。
 - ・将来にわたり必要な施設の有効活用や適正な維持修繕により長寿命化を図る。
- ②更新（建替え）を行う場合は複合施設とする。
 - ・施設を更新するにあたっては、遊休施設の活用等を図るとともに、複合化により機能を維持することを前提として総量の縮減に努める。
- ③施設総量（総床面積）を縮減する。
 - ・将来コスト削減のための数値目標を定める。
 - ・建物性能、維持管理コスト、利用状況等を検証して再編計画を策定する。

■インフラ資産（都市基盤施設）

- ①ライフサイクルコストの縮減に努める。
 - ・インフラ資産は、災害時における道路ネットワークの確保、平常時における安心安全な市民生活や地域の経済活動を支える基盤であるため、既存ストックを最適に維持管理しライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。そのため、各インフラ資産の特性に見合った管理水準を設け、計画的・効率的な改修、更新を推進するために、種別ごとに「(仮称) 長寿命化計画」を策定する。

第5章 将来コスト削減の数値目標

1. 公共建築物保有量の縮減目標

将来的に行政人口の減少が予測される中で、施設の総量が縮小しない場合には、人口一人当たりの面積（言い換えれば、一人当たりが負担する施設の維持更新費）は、現在以上に増加することになります。

本市の計画策定時（平成26年10月1日時点）の人口は51,746人であり、この人口区分における全国自治体の「人口一人当たりの公共建築物延床面積」は3.56㎡であり、また、県内他市における同面積は3.69㎡となっています。これに対し、本市における計画策定時の同面積は7.29㎡であることから、全国の類似団体の平均値を「人口基準で見た目標とする公共建築物保有量」とする場合、本市における公共建築物の総床面積を50%削減する必要がある、これにより保有量の適正化と将来負担コストの50%削減をめざします。

「人口一人当たりの公共建築物延床面積」

全国類似団体平均：3.56㎡（県内他市平均は3.69㎡）

$3.56\text{㎡} / 7.29\text{㎡} (\text{高島市}) - 1 = -0.51$ （ $\div$ 50%削減）

■ 将来コスト削減にかかる数値目標 ■

施設保有量を30年間（令和26年度まで）で50%削減

（総床面積ベースで約180,000㎡（平成26年度比）を削減）

■ 公共建築物保有量削減のための基本的な考え方

計画期間の30年間に築60年を経過する公共建築物が全体面積の約40%あり、さらに、築60年未満であっても老朽化により更新が必要となる場合もあるなど、急速に迫る公共建築物の更新問題に対し、新規整備を抑制しつつ施設の複合化を推進しながら、以下の考え方で総量の縮減を図ることとします。

- ・既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。
- ・施設の更新（建替え）に当たっては、統合・整理による「複合化」や遊休施設の活用等により、機能を維持しつつ総量を縮減する。
- ・総人口が将来的に減少することを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小することを基本とする。
- ・市域の施設バランスを考慮し、機能が重複している施設は統合・整理を検討する。
- ・稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低く、老朽化している施設は統合・整理を検討する。

2. 財政面から見るコスト削減目標等

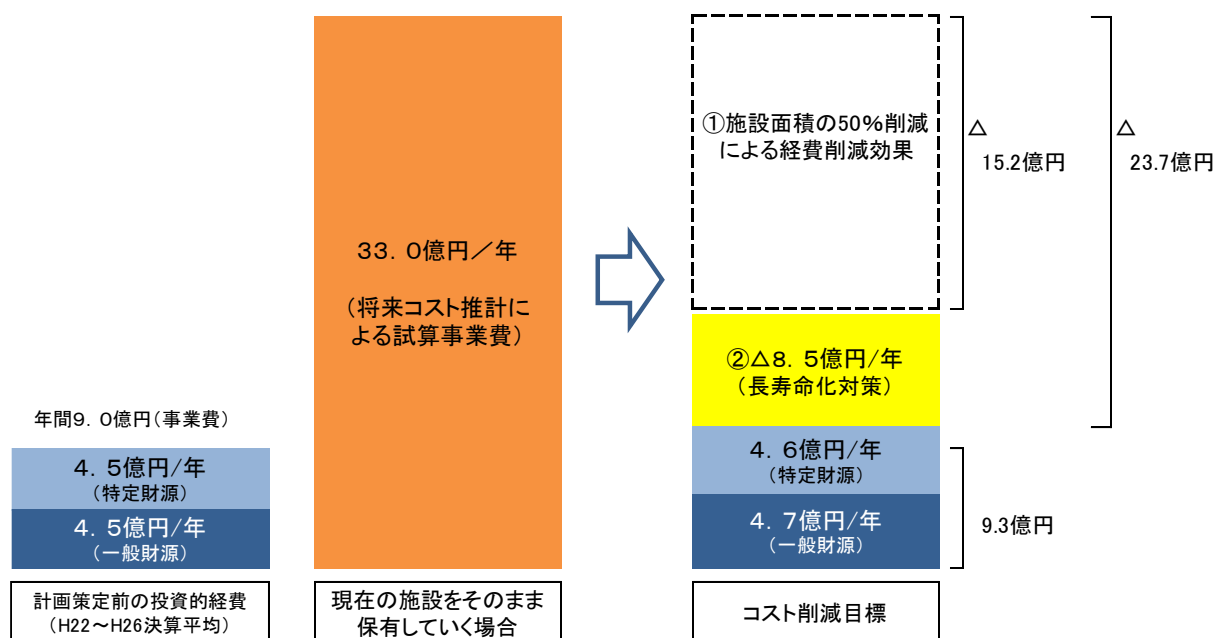
今後の公共建築物の更新や大規模改修にかかる投資費用は、本市の財政規模に見合ったものとしなければなりません。そのため、以下のとおり、将来コストの削減と、将来にわたって必要となる施設の更新費用の確保に努めます。

- ①公共建築物全体の総床面積を 50%削減することにより、大規模改修や更新（建替え）にかかる将来負担コストを 15.2 億円削減する。 $(33.0 \text{ 億円} \times 0.46)$
- ②長寿命化対策により将来負担コストを 8.5 億円削減する。なお、長寿命化対策は個別施設計画の精緻化を図りながら、①延床面積の削減と併せて実施していくことが必要であり、相互の効果を最大限に高めることにより、23.7 億円の削減効果を図る。
- ③建替え、中規模および大規模（長寿命化）改修は、1/2 以上の特定財源（補助金や地方債の交付税措置等を含む）の確保に努め、4.6 億円の財源を確保する。 $((33.0 \text{ 億円} - 23.7 \text{ 億円}) \times 1/2)$

想定する充当可能な財源：学校教育施設等整備事業債、学校施設環境改善交付金、社会資本整備総合交付金 交付税措置のある充当可能な地方債など

- ④公共建築物の投資にかかる一般財源は、年間 4.7 億円が必要となり、計画前の投資的経費の年平均の一般財源 4.5 億円程度確保したとしても、0.2 億円の不足が生じるため、財源不足への対応策を講じる。

【図 V-1】公共建築物の大規模改修・建替えにかかる将来コスト負担のイメージ



■財源不足への対応策

- ※公共建築物の削減にともなう維持管理コストの縮減。
- ※施設運営・更新・維持について、指定管理者制度などの民間ノウハウを積極的に活用。
- ※建替え、中規模および大規模（長寿命化）改修時における低コスト工法の検討。
- ※未利用資産の貸付による財源確保や公共施設整備基金の活用

30 年間に総床面積を 50%削減するため、10 年ごとの削減目標を段階的に設定します。

対象期間	面積削減目標
平成 27～令和 6 年度	1 0 % (△ 36, 000 m ²)
令和 7～16 年度	2 0 % (△ 72, 000 m ²)
令和 17～26 年度	2 0 % (△ 72, 000 m ²)
計	5 0 % (△180, 000 m ²)

第6章 公共施設等の類型ごとのマネジメントの方針

1. 公共建築物（ハコモノ施設）の方向性

財政規模に見合った施設保有への転換（総量抑制）と長寿命化を図るために、以下の考え方にに基づき再編計画を策定し、数値目標の達成に取り組みます。

行政系施設	行政サービスの向上や業務の効率性を高めることに配慮しつつ、規模の適正化や適正配置を検討。支所は耐震対策に加え、老朽化した場合は安全性の観点から周辺公共施設のあり方と合わせて検討。
社会教育施設 文化系施設 産業系施設	公民館や資料館、図書館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、代替機能の可能性を考慮した上で、複合化等による総量抑制を検討。文化ホールは有効活用に努めつつ、類似団体と同程度の施設数となるよう検討。集会施設や産業系施設で地元自治会等の集会所や作業所としての機能が強い施設は、地元への譲渡を検討。
学校教育施設 子育て支援施設	よりよい学校教育環境を維持するため、児童・生徒数が過少な場合は、地域の状況を勘案して最適な教育環境について検討。給食センターは統合を基本とし、運営管理は民間委託の拡大を検討。 子育て支援施設については、対象児数の見込みや子育て家庭のニーズ等を考慮して適正配置を検討。
保健・福祉施設	保健センターは施設の特徴、地域性を考慮し、複合施設化を基本に機能を維持。高齢者・障害者福祉施設は、民間で同種のサービスが提供されていることに配慮し、サービス事業者への譲渡等を検討。
レクリエーション・観光施設 スポーツ施設	存続する施設の管理運営については指定管理を基本とする。老朽化が著しい場合は利用状況や市域全体のバランス、代替機能の可能性など勘案して総量抑制方策を検討するほか、市有財産として保有する必然性が低い施設は、払下げや譲渡を検討。
市営住宅	セーフティネットとしての必要戸数を把握し、規模の集約に努め、年次的な計画修繕により効率的な管理運営を進める。
その他施設	建物性能（老朽化、耐震性等）や利用状況、収支面、代替施設の有無等の総合的な「施設評価」に基づき、「廃止・見直し・維持・更新」等の中長期的な方向性を検討。

2. インフラ資産の方向性

市民生活に必要な不可欠なインフラ資産は、長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を行うため、種別ごとに「（仮称）長寿命化計画」を策定し、施設保有量や整備内容の最適化に取り組むほか、「予防保全型」の考え方を重視した維持修繕により、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図る。

3. 公共建築物（ハコモノ施設）における再編計画の策定

公共施設等のマネジメントの取組みをより具体化し計画的に推進するため、平成 29 年 9 月に「高島市公共施設再編計画」を策定しました。計画では、以下のようにハード面（建物性能の視点から安全性や老朽化状況等）およびソフト面（利用状況やコスト状況等）による客観的データから見た定量的評価と立地面等（類似施設の状況や将来需要等）による長期的視点から見た施設の定性的評価を組み合わせた総合的な評価を行い、個々の公共施設の再編の方向性を示しています。

再編計画策定の進め方

（１）現状把握

再編計画の策定に必要となる施設の現状や施設再編に係る市民意向等の基礎的情報を把握するとともに、再編の方向性を検討することを目的に、一般財団法人地方自治研究機構との共同調査研究事業を実施。

個別の公共建築物ごとに、施設の状況、利用度、維持管理コストなどの施設情報を記入した「施設カルテ」を作成し、施設評価の基礎的データとして活用。

（２）公共建築物にかかる施設評価の実施

- ①一次評価／安全性などの建物性能、利用状況、コスト状況を定量的な視点で評価
- ②二次評価／一次評価を踏まえ、長期的視点の要素を加えた定性的な視点で評価

（３）方向性の検討

- ①一次評価（定量的評価）と二次評価（定性的評価）の結果を踏まえて、総合的な観点から、個別施設ごとに、「譲渡・廃止、多機能化、転用、維持」の方向性等を検討し、再編計画案を作成。
- ②上記の計画案に対する市民意見の聴取の上で方向性を再検証。

方向性	内 容
ア 譲渡・廃止	・利用者が地域住民に限られるコミュニティ施設等⇒住民組織に譲渡 ・市有財産としての必然性の観点から、民間事業者に運営を託すことで、より効率的・効果的に業務が遂行できる施設⇒民間事業者に譲渡 ・民間で同種のサービスを実施している場合等⇒利用ニーズを踏まえた上で廃止（除却）
イ 多機能化	・施設利用の効率化を図る必要がある施設⇒利用ニーズ等を考慮した上で、同種・類似施設の集約化や異なる機能の複合化 ・集約化や複合化により用途を廃止し、有効な利活用方法がない施設⇒財政の中長期見通しを踏まえ、順次、除却
ウ 転 用	・上記イにおける検討を基本とする一方、他の用途に再活用することがサービス提供の充実や施設整備コスト削減に有効な場合
エ 維 持	・公共施設として保持し続けることが必要な施設⇒利用状況や将来の需要動向を勘案し、適正規模での配置を検討

4. 公共施設等の管理に関する考え方

公共施設等を適正な状態で管理し、市民が安全かつ快適に利用できるよう、以下の考え方にに基づき管理を行い、公共施設等のマネジメントを推進していくこととします。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の性能低下状況および管理状況を把握するため、定期的に劣化診断を行い、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）を評価し、公共施設等における保全の優先度を判断します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新を行います。なお、道路や橋りょうは、損傷が著しくなってから大規模な補修を行う「事後保全型」から、点検・診断結果などのデータに基づき計画的な補修を行う「予防保全型」の考え方を重視し、将来負担コストの低減と財政負担の平準化をめざします。

(3) 安全確保の実施方針

点検等により高度の危険が認められる公共施設等については、安心・安全に利用できるよう維持修繕に最優先に取り組みます。また、公共建築物において、老朽化等により危険性が高く利用率が極めて低い場合は、その機能を他の施設に移転することにより廃止を検討します。

(4) 耐震化の実施方針

公共建築物の耐震化状況は、学校施設は平成 23 年度に、保育園は平成 25 年度に耐震化工事を完了しており、また、行政系施設における庁舎については、分散している本庁機能の統合や各支所における機能移転等により平成 30 年度には耐震化が完了しました。こうしたことから、耐震改修が未実施の建築物の割合は改善されているものの、引き続き必要に応じて計画的に耐震化工事を進めます。

(5) 長寿命化、統合、廃止の推進方針

全庁的に公共建築物の長寿命化や施設保有量の最適化に取り組むため、ハコモノ施設における個別施設ごとの方向性を示した「公共施設再編計画」を策定したことから、公共建築物の長寿命化における優先順位や運営の見直しを進めます。また、インフラ資産は、既存ストックを最適に維持管理しライフサイクルコストの縮減をめざし、種別ごとに「(仮称) 長寿命化計画」を策定します。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、市行財政改革推進本部をもとに全庁的な推進体制を構築します。また、職員一人ひとりが、常に経営的視点をもって、施設全体の最適化を目指す戦略的な取り組みが必要となるため、政策立案所管課、財産

管理統括課、各施設所管課、行財政改革担当課が連携して推進体制づくりに努めます。

(7) バリアフリー※化・ユニバーサルデザイン※化の推進に関する実施方針

国が示す「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 閣僚会議決定）の考え方を踏まえ、公共施設等の大規模改修や建替えの際は、必要に応じバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

※バリアフリーとは、高齢者、障がい者などが社会生活をしていく上での、物理的・社会的・制度的・心理的な障壁（バリア）など、全ての障壁を除去（フリー）するという考え方のこと。

※ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめから障壁がない製品・建物・環境などを作ろうという考え方のこと。

(8) 脱炭素化の推進方針

本市では、高島市地球温暖化対策実行計画に基づき、「節電・運用改善による不要なエネルギー消費の削減」、「高効率機器への更新促進」、「CO2 排出量の低いエネルギーの選択」を推進しています。市役所本庁舎も増築の際に、自然エネルギーを利用した空調システムを採用するなど Z E B 化実現に向けて取り組みを行ってきました。今後とも公共施設等において、脱炭素化の推進を行っていきます。

(9) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

財務書類等や固定資産台帳の情報をもとに、セグメント分析等を行うことで、各施設の状況や今後の方針等の検証するツールとなるため、公会計の情報を公共施設等の適正なマネジメントに積極的に活用していけるようにその活用方法等を検討していきます。

(10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

行政目的が喪失し、将来的な利活用計画も定められていない土地や公共施設については、遊休財産処分方針に基づき売却処分や貸付等により積極的に利活用をすることで、市の財源確保や維持管理経費の縮減を図ります。

(11) 広域連携

少子高齢化等により財政状況が厳しい中、今後も多様な行政ニーズに対応するために、近隣自治体や県と広域連携すること、例えば、共同設置や相互利用等により公共施設を効率かつ有効に活用できる場合があります。そういった場合にどのような手法を採ることで効率的な行政サービスを行えるかなど広域連携への導入を含めて検討していきます。

(12) 地方公共団体における各種計画および国管理施設との連携

都市計画や過疎地域持続的発展計画等の整合性を図りつつ、施設の利用・運営状況、機能や地域への影響など考慮をし、施設の更新等今後の施設の方向性を検討します。また、国が管理する施設との調整しつつ、市の公共施設等だけでなく、国等も含めた「公共施設等」全体をも視野に入れた公共施設等の効率的な運営を検討していきます。

第7章 マネジメントの推進体制

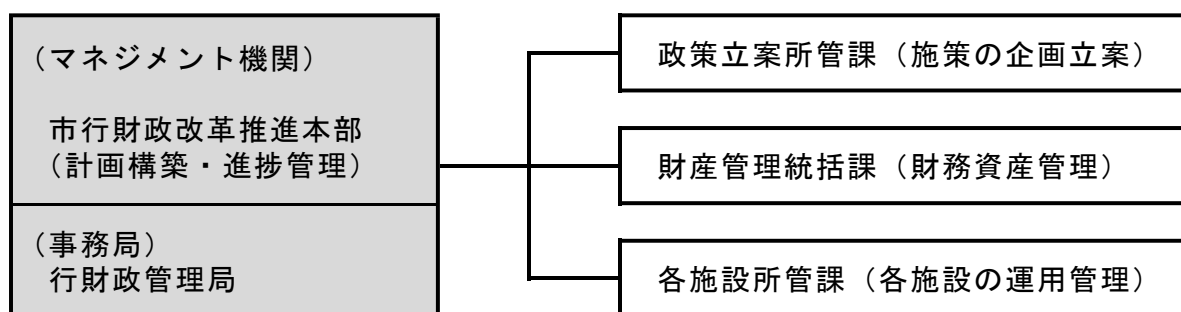
(1) 情報管理および共有方策

公共施設等に関する情報の全庁的な一元管理を行うため、各公共建築物の基本情報と管理運営状況の情報を管理するとともに、毎年度内容の更新を行います。また、インフラ資産についても基本情報のデータベース化を図り、全庁的に公共施設等を管理できる体制を整えます。

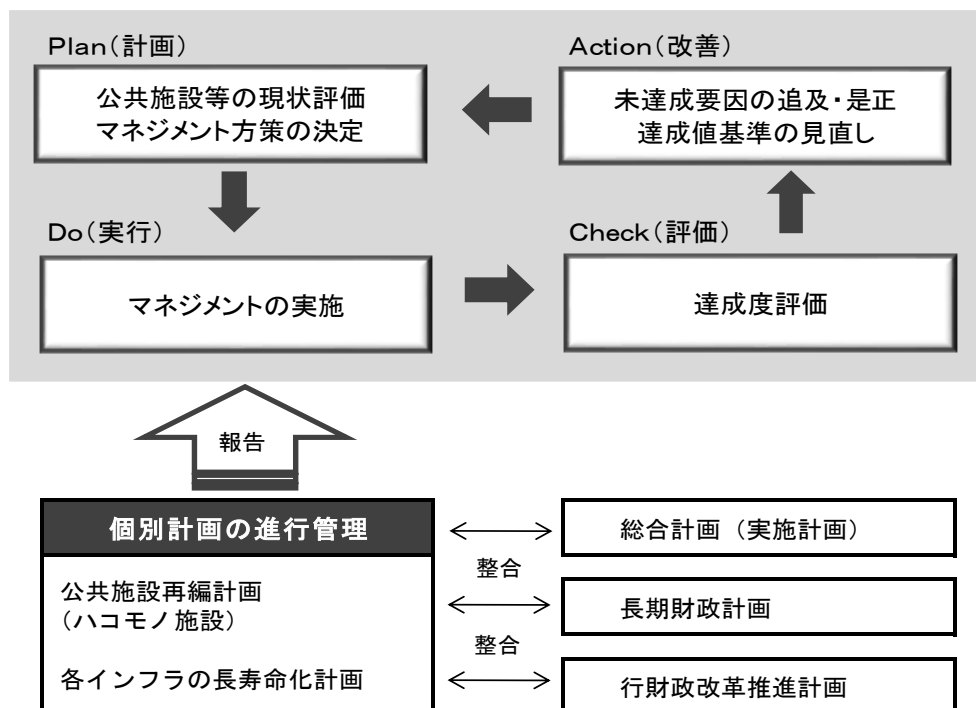
(2) 全庁的な取組体制とフォローアップ体制の構築

持続可能なマネジメントを確立するため、政策立案所管課、財産管理統括課、各施設所管課、行財政改革担当課が連携するとともに、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、市行財政改革推進本部を中心に全庁的な推進体制を構築します。

【図表Ⅶ-1】マネジメントの連携体制



【図表Ⅶ-2】PDCAサイクルのイメージ



公共建築物一覧

施設分類		施設数	延床面積	施 設 名
行政系施設	庁舎等	6	17,794 m ²	市役所本庁、マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所
	消防施設	5	4,294 m ²	消防本部・北部消防署、南部消防署、マキノ救急分遣所、朽木分遣所、高島地域消防団第2分団第5部（黒谷）車庫
	その他行政系施設	6	3,583 m ²	マキノ防災センター、今津コミュニティ防災センター、朽木消防拠点施設、安曇川防災センター、高島防災センター、新旭防災センター
市民文化系施設	集会施設	17	16,440 m ²	マキノ土に学ぶ里研修センター(マキノ公民館)、今津東コミュニティセンター、今津上コミュニティセンター、今津宮の森コミュニティセンター、今津浜分コミュニティセンター、働く女性の家、弘川会館、朽木公民館、朽木農民研修センター、朽木惣田集会所、安曇川公民館、安曇川世代交流センター、高島公民館、畑棚田ふれあい交流施設、高島横山集会所、新旭公民館、新旭コミュニティセンター「ほおじろ荘」
	文化施設	3	8,206 m ²	高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール
社会教育系施設	博物館等	8	2,632 m ²	マキノ資料館、近江聖人中江藤樹記念館、良知館、総門、新旭水鳥観察センター、文化財収蔵庫整理棟（南古賀×2、下小川）
	図書館	6	5,878 m ²	マキノ図書館、今津図書館、朽木図書サロン、安曇川図書館、高島図書室、新旭図書室
学校教育系施設	学校	19	91,321 m ²	小学校【13】 マキノ東、マキノ西、マキノ南、今津東、今津北、朽木東、朽木西、安曇、青柳、本庄、高島、新旭南、新旭北 中学校【6】 マキノ、今津、朽木、安曇川、高島、湖西 ※学校単位で計上
	その他教育施設	4	3,376 m ²	マキノ学校給食センター、今津学校給食センター、安曇川学校給食センター、新旭学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	8	11,762 m ²	静里なのはな園、大師山さくら園、マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、高島こども園
	幼児児童施設	5	3,715 m ²	マキノ児童館、教育支援センタースマイル、高島市児童発達支援センター「エール」、高島市子育て支援施設「もりっこ」、こども若者応援ベース「みらくる」
保健・福祉施設	保健施設	3	2,396 m ²	今津保健センター、安曇川健康福祉センター、高島保健センター
	高齢福祉施設	9	12,013 m ²	介護老人保健施設「陽光の里」、在宅介護サービスセンター「はあとふるマキノ」、マキノ白谷温泉「八王子荘」、今津老人福祉センター、朽木特別養護老人ホーム「やまゆりの里」、朽木デイサービスセンター、朽木介護予防拠点「朽木ふれあいセンター」、安曇川デイサービスセンター、高島デイサービスセンター、
	障がい福祉施設	1	300 m ²	安曇川障がい者デイサービスセンター

施設分類		施設数	延床面積	施 設 名
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	19	26,627 m ²	マキノグラウンド、マキノ屋内グラウンド、今津総合運動公園、今津B&G海洋センター、屋根付運動場サンルーフ今津、今津山村広場、今津弘川運動公園、今津勤労者体育センター、今津北体育館、今津上体育館、宮の森公園テニスコート、健康の森梅ノ子運動公園、安曇川総合体育館、安曇川多目的グラウンド、高島B&G海洋センター、横山農村広場、新旭森林スポーツ公園、新旭武道館、新旭体育館
	レクリエーション・観光施設	23	29,488 m ²	マキノ高原自然体験交流施設、マキノ農業公園ピックランド、マキノ追坂峠道の駅施設、マキノ林間スポーツセンター、赤坂平家族旅行村ピラデスト今津、体験交流センターゆめの加工実習館センバイ、今津ヴォーリズ資料館、琵琶湖周航の歌資料館、高島市山の子天文台、グリーンパーク想い出の森、朽木新本陣、朽木オートキャンプ場、森林公園くつきの森、総合交流拠点施設じゃつびいらんど、平良ふれあいセンター、針畑郷山村都市交流館「山帰来」、丸八百貨店、三ツ石休憩所、針畑休憩所、道の駅「藤樹の里あどがわ」、ガリバー青少年旅行村、うかわファームマート、新旭昆虫の森公園
産業系施設		7	3,198 m ²	観光物産プラザ、農林水産物処理加工施設、物産会館、マキノ白谷温泉泉源、朽木針畑ルネッサンスセンター、たいさんじ風花の丘、鵜川ふれあい農園
公園		17	100 m ² ※敷地面積 72,235 m ²	宮の森公園、住吉公園、橘公園、西町公園、名小路公園、陽明園、白妙公園、児貝公園、老針木公園、萬木公園、新旭中央公園、竹馬の里児童公園、浄土寺児童公園、花の臺児童公園、村西児童公園、北畑西公園、安養寺萌木の国公園
供給処理施設		10	17,472 m ²	環境センター、MICS センター、マキノ不燃物処理場、今津不燃物処理場、朽木不燃物処理場、安曇川不燃物処理場、高島拝戸不燃物処理場、高島横山不燃物処理場、新旭新庄不燃物処理場、新旭饗庭不燃物処理場
公営住宅		36	48,478 m ²	市営住宅【29】 西浜、新保、マキノ駅前第一、マキノ駅前第二、マキノ駅前第三、天神、市ヶ崎、市ヶ崎（けやき棟）、平ヶ崎、武末、上野第一、上野第三（A-D）、上野第三（K・L）、上野第四（G-J）、上野第四（M・N）、上野第四（O・P）、荒川、荒川惣田（A）、針畑、新西万木、第二古賀、島、第二島、第三島、新中野、拝戸、北畑、特定市営中牧、小規模改良北出 特定公共賃貸住宅【5】 市ヶ崎（けやき棟）、市ヶ崎（つつじ棟）、市場わかば、市場、荒川惣田 特定優良賃貸住宅【2】 サニーハイツマキノ、第二サニーハイツマキノ
病院・医療施設		6	19,401 m ²	高島市民病院、市民病院健診棟、市民病院針畑診療所、朽木診療所、朽木診療所医師住宅、訪問看護ステーション
その他施設		30	3,693 m ²	斎場、朽木市営バス拠点施設、朽木学校前待合所休憩所施設、駅前駐車場【18】、駐輪場【9】
計		248	33.2 万 m ²	

高島市公共施設等総合管理計画

平成 27 年(2015 年) 3 月 策定

令和 4 年(2022 年) 3 月 改訂

令和 7 年(2024 年) 1 月

高島市行財政改革推進本部

(事務局：総務部行財政管理局)